

安心・安全／公正・公平な街づくりに全力投球！

神戸市議員(須磨区)
福祉環境委員会委員
未来都市創造に関する特別委員会委員
国民民主党・友愛神戸市議員団 団長

大井としひろ 市会報告

VOL.90
2022年 新年号



編集・発行:国民民主党・友愛神戸市議員団 〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館26F TEL:(078)322-5772 FAX:(078)322-5773 MAIL:info@kobe-001.com

令和3年第2回定例市会11月議会開催 期間(11月29日～12月8日)



須磨区民の皆様いつもお世話になります。国民民主党・友愛神戸市議員団の大井としひろです。
新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、神戸市においても昨年の夏には自宅療養者・療養先調整中の方が2千人を超え、医療崩壊寸前まで危機が迫りました。
夏以降、8月24日の陽性者数393人のピークを境にワクチン効果もあり、徐々に減少し11月中旬には新規感染者が8ヶ月振りにゼロとなりました。

「withコロナ」へとコロナウイルスとの付き合い方も変わりつつありましたが、12月初旬に感染力が増したワクチンが効きにくい可能性が指摘される新たな変異株「オミクロン株」の国内感染が初めて確認されました。

神戸市では、このオミクロン株の感染拡大の警戒感が高まる中、「第6波」への備えを強め、3回目のワクチン接種をはじめ、子育て・困窮世帯への臨時特別給付事業、後遺症対策、保健所の強化等、新型コロナウイルス感染症対策の補正予算439億2400万円を11～12月議会で承認したところです。

気を緩めることなく「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を継続して頂き、感染拡大を予防する

「新しい生活様式」を実践していただけますようよろしくお願いいたします。

民間出身の議員として、「公平・公正な社会の実現」を目指し、市政・議会の改革に全力投球で取り組んでまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

11月議会の福祉環境委員会では、「新型コロナウイルス感染症対策について」健康局長と質疑を行いました。

12月8日の一般質問では、「選挙公報の配布について」、「働き方改革・意識改革について」質疑させて頂きました。以下のとおりご報告いたします。又、12月22日に臨時議会を開会し、緊急補正予算案を全会一致で承認しました。

福祉環境委員会 2021年11月30日

■新型コロナウイルス感染症対策について

Q 大井としひろ

発症予防効果についてお伺いします。
厚生労働省のQ&Aの中には、接種完了から半年以降で、重症例の発生率に上昇傾向が見られたというイスラエルのワクチン接種後の免疫力の低下というレポートがあり、6か月以降から重症者が上昇しておるということを考えますと、神戸市の、8か月経過してから3回目の接種を受けていただくとすると、空白の2か月が発生します。感染力の強いオミクロン株が、どのようになるのかわかりませんが、ワクチンの6か月後の発症予防効果が低下するとすると、これは大変なことになると危惧をしていますが、御見解をお伺いする。



A 健康局長

国のほうのワクチンの追加接種につきましては、原則8か月ということになっていて、ただ、6か月に短縮する場合も例外的

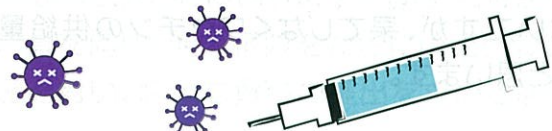
にあるということが示されています。

2点あり、1点は、医療機関とか高齢者施設などでクラスターが出た場合については、その施設においてワクチンを6か月以上で接種するのであれば、県を通じて国のほうと協議をして、認められれば接種が可能。

もう1つは、保健所の管轄圏内、うちで言うと神戸市内ですけれども、複数、クラスターが発生した場合にも、その施設だけでなく、それ以外の施設に対して、計画書を出して、国で認められればすることができるとなっています。

今の国の方針というのは、スキームで行きますと、原則は8か月でいかなるを得なくて、感染が拡大して、先ほど申し上げたクラスターが出た場合、複数出た場合に、神戸市として6か月に短縮してやっていくことを県を通じて国のほうと協議するのかというような判断になります。

今はそこまでしか我々の裁量権はございません。
オミクロン株のこととかが考慮されていく中で、海外でもイギリスが何か、もともと6か月の期間を3か月に短縮する方向になったとかという報道もされていきました。国の考え方自体が変わるかも分からないですが、今のところは原則8か月ということになります。



中面につづく→

Q 大井としひろ

高齢者の方が最初に打てるのは1月の後半、2月ぐらいの接種、になるんだと思いますが、最初に接種されたご高齢の人たちが最初に3回目の接種をしますので、空白の4か月か5か月となり、接種後の発症予防効果の6か月を越えられる方々が、重症化するということにならないのかお伺いします。



A 健康局担当局長

追加接種におきます、いわゆる接種間隔ということでございますけれども、今、国のほうが自治体のほうに示しております。この内容、これは11月16日に具体の説明がございまして、その内容が先ほど花田局長のほうから御答弁申し上げたとおりでございます。

まずは、8か月経過してから3回目の接種を受けていただく、6月末に2回目接種を終えられた方ということになりますと、8か月後というのが2月の末ということになりますので、そのような間隔で、8か月を迎えられた方から順番に接種券をお送りしていくということになります。

Q 大井としひろ

6月末に2回目を打った人は、もっと前に打たれた高齢者の方と同じように打てるということになるのか。その辺のところは何も説明がないので、その辺のところは順番的に言えば高齢者の方々が先に打たれて、その後ということにはなりませんか。

A 健康局担当局長

追加接種につきましては、どなたも、これは医療従事者の方も、高齢者の方も、それ以外の世代の方も、8か月たってから3回目を打っていただくということになりますので、そういう意味では逆転するとか、そういうことはございません。

ただ、例外としては、クラスターが発生したときに、これは国との協議の上で、例えば8か月を待たずに6か月以上であればできるという一つの特例がございまして、それをどういうふうにしていくのかということになるかと思えます。

Q 大井としひろ

最初、国は、6か月と言っておりました。そのときに地方の自治体が、もう8か月で走っているのに、今さら6か月と言われても困ると、国は最終的には8か月ということでお茶を濁したというか、そういう自治体の声に流されたんでしょうけれども、しかし、国は多分、これ6か月というのは、イスラエルのレポートで、6か月後から数値が上がるぞというのは、国は分かっているとは言いませんけれども、危惧しておるんだろうなあと思いますが、その辺はどうですか。

A 健康局長

分科会の中で、意見として、先ほど委員がおっしゃられたようなエビデンスも専門家の方に示して、6か月も考えないといかんのじゃないかということが基で報道されたというふう聞いております。



ここからは少し想像になるんですが、全てを6か月に前倒しすると、今現在認められているのは、ファイザーだけですので、まだモデルナは追加接種が認められていません。というようなことから、要はワクチンの供給量との関係になります。ですので、6か月に倒せば、前のようなことに、ちゃんと計画的に倒さないと、我々が7月に経験したようなことが起こり得るというふうには、ちゃんと国からは説明がないですが、果てしなくワクチンの供給量とは関連しているのかなと思えます。

Q 大井としひろ

この空白の2か月という、この6か月、8か月のこの2か月という空白は、これ本当にリスクな状況に、まだ分からないんで、どうなるか分かりませんが、このオミクロン株がどこでどういう形でピークに来るのか分かりませんが、この空白の2か月であり得るんじゃないかなと私は危惧しています。今年の夏のようなことにはならないような体制というのは、やっぱり最悪を想定していただかないといけないんじゃないかなと思えますが、お答え願います。

A 健康局長

そもそも今現在、このオミクロン株がワクチンにどのような影響を与えるかというのは分かっていません。感染力は恐らく南アフリカの例を見ると強いんだろうと、これも推測です。ワクチンの効果につきましては、ファイザー社とモデルナ社が、報道でしか見てませんが、2週間程度かけて、ワクチンの効き目がどうなのかというのをまず分析すると。必要であれば、ワクチンを制度設計し直して、その期間にファイザー社は6週間ぐらいかかると。その後、100日間で、初期出荷ができるということを行っていますので、そもそも効かないのでは——効きにくいような、今変異になっているのであれば、ワクチンそのものの制度設計の問題になってくるので、その辺はちょっと我々のほうは製薬会社の分析結果を待たないといけないかなというふうには思っています。

要望 大井としひろ

100日とおっしゃられましたけども、100日と言うと3か月。だけど、3か月で日本に来るかと言ったら、まずヨーロッパ、アメリカの欧米諸国に提供され、日本に入って来るのは半年後かもっと先ってというようなことも言われておりました。そうすると、やっぱりオミクロン株に効果のあるワクチンが、日本の私たちに打っていただけるかと言ったら、もうピークを過ぎた後に打っても意味がない訳で、そういうことを考えると、やっぱり最悪を想定していただいて、重症者病床とか、中等症の病床とか、これはもっと確保するというようなことも考えながら進めていただかないと、本当に大変なことになるんじゃないかと危惧しています。ぜひ今年の夏のようなことのないようにしていただきたい、それだけ要望して終わります。



一般質問 2021年12月8日

■神戸市須磨区19,000世帯に選挙公報未配布、議会で質疑

Q 大井としひろ

選挙公報の配布について、お伺いいたします。

先月の衆議院選挙、市長選挙等において、須磨区で選挙公報の配布漏れがありました。選挙公報は、公職選挙法に基づき選挙期日の2日前には配布する必要がありますが、区民から配布されていないとの問合せが複数あったため調査したところ、須磨区の約7,900万世帯に対して、約1万9,000世帯が未配布であったことが判明したと11月26日に本市選管事務局長から議員にメールでの報告があり、翌日の朝刊各紙に掲載されました。

この件に関しましては、私が11月1日の午後4時頃に、本市選管事務局長に電話で、我が家のポストに1日の午後1時に選挙公報が入っていた。公職選挙法に照らしても問題があると思われるので、調査されたい。その結果を報告してほしいとお伝えしました。

そして、その結果報告が、11月19日に市選管事務局長と須磨区選管責任者(総務部長、担当係長)から私に説明がありました。その際の説明では、区内で20件ほどの公報が届いていないと連絡があったところに個別に対応した。7月の知事選挙でも同一業者に依頼したが、特にトラブルもなかった。誤差の範囲というような報告でありました。私からは、須磨区選管の指示、管理の徹底がされておらず、丸投げですんなり業務と言わざるを得ない、本件については、議会で質問させていただくと伝え、事のてんまつについて、再度報告いただくよう依頼して聴取は終了しました。

11月26日の午前に、市選管事務局長と須磨区長が再度報告に来られ、1万9,000世帯に未配布であったと報告がありました。また、知事選挙でも1万部残置され、廃棄していたと報告がありました。須磨区選管のずさんな選挙公報の取扱い、全世帯に配布することのチェック体制、配布業者の選挙公報の重要性の意識の欠如、業者への丸投げがこのような事態を招きました。公職選挙法に照らして、このことについて、市選管としての責任をどのように感じておられるのか、お伺いいたします。

次に、働き方改革・意識改革について、お伺いします。

市長が掲げる海と山が育むグローバル貢献都市の実現に向けては、現在進めている駅前空間の再整備や道路ネットワークの強化等、目に見える形でのまちづくりをさらに加速させる必要があります。また、市民に身近なところでは、地域の公園や街灯、街路樹等の整備や日常の維持管理について、多様化・高度化する市民ニーズに応え、着実・丁寧に取り組むことがますます求められています。建設事務所を中心に、日頃の市の対応、取組に対しては、おおむね評価しているところではありますが、このように大きな変化を伴う重要な市政の局面において、より迅速かつ確実に事業を前に進めていくためには、市役所内部も変革が不可欠と考えますが、果たして情勢に対応できているのでしょうか。

行政事務のスマート化、DXの推進等により業務の効率化を図るなど、働き方改革を推進するとともに、街灯増設事業で失った信頼の回復、市民目線に立った対応の徹底など、職員1人1人の意識改革、組織風土改革が必要と考えますが、具体的にどのように取り組んでいくつもりか、御見解をお伺いいたします。

それでは、市長にお伺いします。過日、SNSに投稿された、「市民の声に背を向け、発注権限をかさに威張り散らし、民間業者には無理難題を言い、膨大な資料の提出を求めるなど、裏面につづく→

回復、市民目線に立った対応の徹底など、職員1人1人の意識改革、組織風土改革が必要と考えますが、具体的にどのように取り組んでいくつもりか、御見解をお伺いいたします。

■働き方改革・意識改革について

A 市長

私からは、市役所内の風土改革につきましてお答え申し上げます。正直まだまだ課題が多いというふうに思います。大事なことは、1つはそれぞれの局の局長をはじめとする局の上層部と現場との間の意思疎通と情報の共有です。これは局によって違いがあるとは思いますが、なかなか局によっては相当これは思い切って変えていかなければいけないというふうに思います。

もう1つは、市役所全体で取り組んでいることを、現場の皆さんにしっかりと理解していただくということです。例えば、デジタルトランスフォーメーションにしましても、企画調整局はもうまるで世の中がバラ色に変わるような、ポンチ絵のような絵を描く一方で、実際には現場でトランスフォーメーション以前としか言いようがないような、非常に遅れた仕事の仕方が行われている。このギャップをどう見るのかということを中心に幹部職員がしっかりと胸に手を当てて考えていかなければ、そして、実行していかなければいけない。もちろん、私の責任は大変大きいと思いますけれども、相当思い切った対応が必要だというふうに感じております。

■選挙公報の配布について

A 選挙管理委員会委員長

選挙公報につきましては、公職選挙法に規定された候補者の情報と有権者にお知らせする重要な媒体であり、本市においては、市議会議員選挙、市長選挙においても条例を制定し、有権者の各世帯に配布しているところでございます。

このたび、このような重要な選挙公報が、区の約4分の1の世帯という多数の未配布が生じたことは、市選挙管理委員会として大変重く受け止めており、未配布の皆様からおわび申し上げる次第でございます。

12月1日に開催致しました市選挙管理委員会におきまして、この問題について協議をし、事案の重大性を十分に認識するとともに、再発防止に向けて各区選挙管理委員会に対し、今回選挙での履行確認の徹底や次回選挙に向けて法定期日までに確実に配布できる体制の確保などを行い、適正に選挙を管理執行するよう求める旨の文書を排出したところでございます。

今後、今回の問題につきまして、昨日、市長が御発言されたとおり、監査委員に検証を行っていただいた上で、市選挙管理委員会として有権者の皆様に対し、確実に選挙公報を配布できる方策について検討してまいる次第でございます。

■働き方改革・意識改革について

Q 大井としひろ

それでは、市長にお伺いします。過日、SNSに投稿された、「市民の声に背を向け、発注権限をかさに威張り散らし、民間業者には無理難題を言い、膨大な資料の提出を求めるなど、裏面につづく→

時代錯誤の仕事を絶対に変えようとしなない職員集団がないことを願う」あるいは、「神戸市の土木職はひどい、ひど過ぎる。市民のことを考えているのだろうか」云々について、市長の思いはどこにあるのかお聞きしたいのですが、御答弁いただけますか。

A 市長

そこのツイッターに書いたとおりでございます。



■ 選挙公報の配布について

Q 大井としひろ

ありがとうございました。お答えにくいと思うので、分かりました。次に選挙公報漏れについて、委員長にお尋ねします。私からの調査依頼のこの報告はいつありましたか。

A 選挙管理委員会委員長

11月4日の木曜日に、局長のほうからメールが届きました。その内容を一部ちょっと申し上げますと、須磨区内、道正台の須磨パークヒルズの住民から、選挙期日まで配布されなかったとしてというようなことが届きました。

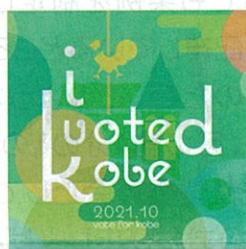
それから、このほかにも、多井畑南町、多井畑東町などでも、選挙期間中、問合せが多くあり、再配布をしたとのことを伺っております。大井議員からも指摘があり、調査報告を求められていますと。須磨区の選管では、来週初めに委託業者のヒアリング調査を行う予定です。それから、選挙公報の未配布に関する情報などを聞かれることがありましたら、お伝えくださいますよう、よろしく願いいたしますということでございます。

Q 大井としひろ

須磨区からの報告書、1枚もののペーパーは見ておられるということですね。

A 選挙管理委員会委員長

それは見ておりません。



神戸市投票済証ステッカー

Q 大井としひろ

このペーパーには、驚くことがあるんです。まず1つは、1日に事務局長にお尋ねした回答が、19日、約3週間も捨て置かれた。調べておられたといってもこの程度のペーパーだったら1週間もあれば報告できるはずなんです。これが19日に報告があったということがまず問題です。委員長が言われたように、この中には、届いていないというところに、31日までに20件ほど個別に対応された。しかし、多井畑東町、多井畑南町は、31日午前から13時の間、再配布したと書いてある。これはまさに公職選挙法に抵触するはずなんです。投票日の2日前までに配布しないとイケないというのを、31日に配布した。と、ここには書いてあります。須磨区の選管は、その公職選挙法を知らなかったということになるのではないですか。この2点についてお伺いします。

A 選挙管理委員会事務局長

11月1日に議員のほうから御指摘いただきましたほか、先ほど委員長申し上げましたように、大規模マンションのほうの住民の方からも苦情の電話がありましたので、私のほうから須磨区の選管に対して、配布事業者へのヒアリング調査を早急に行うように求めておりました。区の選管のほうは、11月2日から事業者に対しまして再々にわたり報告を指示しておりまして、ただ、事業者からの報告内容がなかなか不確かなところもあり、そのやり取りを続けていたというところでしたが、不十分なところはありましたが、11月16日に区のほうから区長も来られて、途中経過を私どもが報告を受けましたので、11月19日に、その時点で把握いたしました内容を御説明した次第でございます。

ただ、その後、24日には、事業者が区の選管へ虚偽報告をしていたということが判明いたしまして、19日に議員にお見せしたその内容も虚偽の報告に基づくものであったということは、改めておわび申し上げたいと思います。

未配布世帯への個別の対応ですけれども、これは須磨区に限らずどこの区でもそうですが、法定の期限は2日前までということなんです。

今回、非常に配布の日程が厳しかったわけですが、25日から28日の4日間で配布するということになっておりました。須磨区のほうにつきましては、28日から届いてないという苦情の連絡が20件ほどあったということで、それが議員のお住まいのところも30日、31日に連絡があり、その辺りは複数の連絡があったので、個別ではなく御連絡があった周辺も配布の事業者に命じて、再配布したというふう聞いております。

法定の期日は、期限2日前までということですが、それでも選挙期間中まで配るとするのは、これは違反になるので、本来であればそれだけでも管理執行上、問題となる事項として報告すべき事項と認識はしています。

Q 大井としひろ

今回の報道記事で、区の選管は業者に対して、法的措置を検討すると記事に書かれていましたが、逆に区の選管なり神戸市の選管が訴えられることはないのでしょうか。また、国の総務省自治行政局選挙部選挙課には、報告はされたのか。

選挙公報の情報の選挙人への早期提供について、自治行政局選挙部選挙管理課の見解は、「民主主義の根幹である選挙を公正・公平に行うために、全ての選挙管理委員会は、公職選挙法の規定に厳格に従って選挙を管理執行する必要があり、万一、法令の規定に沿った形で執行できない場合には、選挙そのものが無効になることがあり得るもの、こうしたことから、各選挙管理委員会が選挙人間の公平に十分配慮し、選挙の公正を害することがないように対応する必要があります」とのことですが、総務省に報告されるのか。



A 選挙管理委員会事務局長

公職選挙法によりまして、選挙の手續ですとか、選挙人の決定に不服がある場合は、疑義の申出ということで、定められた期限までに行うことができると規定されています。

今回の市長選挙につきましては、法の規定によりまして、市の選挙管理委員会に対しまして、候補者の1人から、11月15日に異議の申出が出されておりました。審理をしていましたところ、11月30日に当該異議申出人から大量の選挙公報の不配布を異議申出に追加する旨の申出書が提出されまして、現在、それも含めて審理中でございます。審理後、市の選管で決定を行いまして、文書により理由を付して、異議申出人に交付し、その要旨を告示することになっております。

当該決定につきまして不服がある場合は、県の選挙管理委員会に対して決定書の交付を受けた日、または決定書の要旨の告示のあった日から21日以内に審査を申し立てることができることとされています。さらに、県の選管の裁決になお不服がある場合には、県の選挙管理委員会が被告とされまして、高等裁判所に出頭するという、そういう流れになっています。

国への報告につきましては、管理執行上、問題となった事項としまして、12月1日に兵庫県の選挙管理委員会を通じて実施済みです。

Q 大井としひろ

議員も市民といえば市民ですけれども、この市民の方々の配布漏れの対応で済まそうとした今回の神戸市の選管の対応は、私への報告も遅きに失し、この11月15日という、この15日と言うのはいろんな意味があるわけですが、これを超えて19日まで引き延ばして報告した。これはまさに議会軽視、議員軽視と言わざるを得ないと思っています。誠にお粗末な対応と言わざるを得ないわけですが、議員からの指摘がなければやむやにしていた可能性が大であるのではないかと。知事選挙も同じようなことになっておったのに、そのまま行ってしまったと。そういうことを考えますと、私が今申したようなことの反論があればお聞きしたいと思います。

A 選挙管理委員会事務局長

議員御指摘のように、選挙公報の不配布というのは、違法かつ無効の要因になり得るということで、大変重要な業務であるという認識を持って市の選管、そして、配付団体にもそれを徹底して、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

Q 大井としひろ

ビラというのは、私たち議員は大変大事にしております。私も議員になる前からビラ配り結構させていただきましたけれども、大変難しい。特に、選挙公報は、全世帯に配布する。100%配布ということは大変に難しい。高度な技術が要るわけです。7割、8割ぐらいの配布は簡単に配布できますが、100%配布は難しいことを19日に説明に来られたときには、99%まいたらいいいじゃないかみたいな感覚の説明だったから、私は問題にしました。1%でも入っていないというのは問題だと。

議会で質問するというので厳しく追及させていただきましたけれども、結局、1%どころか25%も配っていなかったと。

これは、私たちの市会ニュース以下、市中の業者のチラシと同等のレベルで扱われていた。選挙公報の重要性、公職選挙法に基づ

いた配布、いかに全戸に配布することの難しさを認識していない、いいかげんな区選管の意識の欠如がこのような事態を招いたと、猛省を促したいと思います。もう1度、市選管の御見解をお伺いします。

A 選挙管理委員会事務局長

須磨区につきましては、平成29年にも未配布があったということで、それを受けて、またこのような事態を繰り返してしまったことを、大変、市の選管としましても重く受け止めています。今後は、今回の事態の原因の検証を客観的に検証いただきまして、次回選挙に向けまして、他都市の状況なども参考にしながら、確実に有権者に配布できるような方策について検討して、再発防止の徹底に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

要望 大井としひろ

選挙管理委員会の仕事というのは、各種選挙が公正に公明に行われるように、その事務を執行することとあります。主な仕事の中には、各種選挙の管理執行に関する、選挙の啓発、あるいは宣伝に関するなどが選挙事務に関する業務であり、市民に投票に行ってもらい、投票率を上げることも選挙管理委員会の仕事であるわけですが、そのことを放棄した、この区選挙管理委員会のずさんな管理は、大いに反省をしていただかないと、今後、このようなことのないよう、選挙公報の配布などの検討、再発防止に努めていただくよう、強く要望させていただき終わります。



参考

須磨区における選挙公報の不配布に係る市長から神戸市監査委員への監査の要求について

令和3年12月20日に市長が神戸市監査委員に対して、以下のとおり、監査を要求しました。

1 監査を求める事項

神戸市選挙管理委員会及び須磨区選挙管理委員会により管理執行された、須磨区における兵庫県知事選挙（令和3年7月18日執行）並びに神戸市長選挙、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査（令和3年10月31日執行）についての選挙公報の配布業務に係る、次の各号に掲げる事項

(1) 委託に関する事項

- ① 事業者選定手続き及び契約額の適否
- ② 仕様書に基づく配布計画の確認方法の適否
- ③ 配布業務の履行中及び完了時の報告方法及び内容の適否

(2) 行政内部の事務執行に関する事項

- ① 各選挙管理委員会事務局内における、上司への報告等、情報共有の方法及び内容の適否
- ② 複数件の未配布の連絡を受けた際の対応（調査の未実施等）の適否

裏面につづく→

2 監査を必要とする理由

上記各選挙において、須磨区内で極めて多数の選挙公報の未配布があったことについて、公職選挙法第170条の規定に反する事態の重要性及び重大性並びに神戸市選挙管理委員会及び須磨区選挙管理委員会の独立性に鑑み、公正な第三者としての監査委員による原因の検証が必要かつ妥当であると判断するため、

本監査を要求するもの。

3 監査の方法その他

監査にあたっては、専門的な見地での監査を行うことにより、事実の解明と原因の究明をするとともに、今後の再発防止のために必要な措置についての検討をお願いする。

令和3年度11月補正予算案の概要

1 補正予算の概要

新型コロナウイルス感染症対策として、引き続き、ワクチン接種や疫学調査などの感染症拡大防止対策に取り組むため、補正予算を編成する。

2 補正予算の規模

一般会計 73億5,400万円

3 補正予算の内容

新型コロナウイルス感染症対策

- ワクチン接種の実施 65億5,000万円(健康局)
ワクチンの追加接種(3回目)の実施等
- PCR検査等の実施 7億7,700万円(健康局)
感染拡大・クラスター発生防止を図るため、PCR検査や変異株ゲノム解析等を実施
- 後遺症に関する相談体制の構築 1,100万円(健康局)
感染症の治療・療養後の倦怠感や、息苦しさなどの後遺症に悩む方への相談体制を構築
- 保健所業務のデジタル化 1,600万円(健康局)
保健所の体制強化を図るため、保健所業務全般のデジタル化を推進



令和3年12月補正予算案の概要

1 補正予算の概要

11月19日に閣議決定された「国の新たな経済対策」を受けて、子育て世帯・生活困窮世帯の生活・暮らしを速やかに支援するため、給付金の支給にかかる補正予算が編成されました。

2 補正予算の規模

一般会計 365億7,000万円

3 補正予算の内容

- 生活困窮世帯への臨時特別給付 242億円(福祉局)
新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、困難に直面している住民税非課税世帯を支援するため、1世帯当たり10万円の現金給付を実施
- 子育て世帯への臨時特別給付 123億7,000万円(子ども家庭局)
新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、高校生相当年齢までの児童を養育している子育て世帯(児童手当の所得制限限度額以上の世帯を除く)を支援するため、児童1人につき5万円の現金給付を実施



臨時議会12月22日 令和3年度12月緊急補正予算案の概要

1 補正予算の概要

子育て世帯への臨時特別給付について、子育て世帯への速やかな支援として、給付金10万円の一括支給にかかる補正予算を編成する。

2 補正予算の規模

一般会計 107億5,000万円(今回の5万円分)

3 補正予算の内容

- 子育て世帯への臨時特別給付 107億5,000万円(子ども家庭局)
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける高校生相当年齢までの児童・生徒を養育している子育て世帯(児童手当の所得制限限度額以上の世帯を除く)へ10万円を一括給付
※12月7日に補正予算措置済みの5万円分と合わせて一括給付

「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金」10万円の現金一括給付について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、高校生相当年齢までの児童を養育している子育て世帯(児童手当の所得制限限度額以上の世帯を除く)を支えるため、現金給付を実施します。また、先行給付の5万円に加え、残りの5万円の一括給付を容認することを国が発表したことをふまえ、神戸市では10万円の一括給付を行います。

1 対象者

次の要件をいずれも満たす方

- (1) 平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた児童を養育する
- (2) 令和3年度の所得が児童手当の特例給付(児童1人あたり月額5千円)受給水準未満

2 支給額

対象児童1人につき10万円

3 手続・支給スケジュール

- (1) 先行給付(申請不要)
次の表に記載の方は原則として申請不要です。



先行給付対象者	スケジュール
・令和3年9月分(令和3年10月に支給済)の児童手当の受給者(公務員を除く)	・12月22日以降(補正予算成立後):案内発送
・令和3年9月生まれの子に該当する令和3年10月分の児童手当の受給者(公務員を除く)	・12月27日:児童手当の指定口座に振込
・令和3年10月分(令和3年11月に支給済)の高校生相当年齢の児童扶養手当の受給者	・12月22日以降(補正予算成立後):案内発送
	・12月27日:児童扶養手当の指定口座に振込

※令和3年10月から令和4年3月までに生まれた新生児の養育者(公務員を除く)については、児童手当の請求が認定された後に、順次案内発送、児童手当の指定口座に振込

4 問い合わせ先 神戸市子育て世帯生活支援特別給付金コールセンター

電話番号:078-277-3322 FAX番号:078-322-3119 対応時間:平日8時45分から17時45分

神戸市政についてのご意見・ご要望をお聞かせ下さい。

神戸市議員

大井としひろ

- メールアドレス ooi@kobe-001.com
- 公式ホームページ http://kobe-001.com
- おーいブログ http://blog.goo.ne.jp/kobeooi
- You Tube 大井としひろチャンネル
- ツイッター KOBE_SUMA_OOI

自宅兼事務所 須磨区多井畑南町22-15 TEL 080-5339-3001

大井としひろ

検索

安心・安全、住みよい須磨の街づくりに全力投球!

全力
投球

国民民主党・友愛神戸市会議員団NEWS

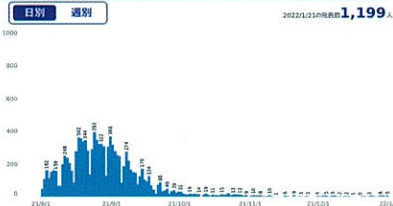
VOL. 91

コロナワクチン特集

編集・発行 国民民主党・友愛神戸市会議員団 〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館26F TEL (078) 322-5772 FAX (078) 322-5773

再び新型コロナウイルス(オミクロン株)の感染急拡大で、兵庫県も「まん延防止等重点措置」が適用されることとなり、神戸市では、高齢者向け3回目のワクチン接種を前倒し実施する事としました。オミクロン株は、感染力が強いものの重症化リスクについてはまだ十分に解明されていません。冷静に感染予防の対策を取っていただき、神戸市議会として引き続き「市民の生命と生活を守る」ことを基本に、市民の皆様と力を合わせて、この難局を乗り越えていきたいと思っております。ご協力をよろしくお願い致します。

新規感染者数の推移



一般高齢者の追加(3回目)接種体制について(須磨区の場合)

予約開始 接種券が到着次第、接種予約可能(1月17日より順次発送)

ファイザー社製

■個別接種会場(診療所・病院) 1月18日から(接種券が届き次第)

■集団接種会場(神戸市役所1号館24階) 1月29日から

モデルナ社製

■大規模接種会場(ノエビアスタジアム神戸) 1月29日から

■神戸ハーバーランドセンタービル会場、

須磨区役所、パティオ健康館 2月5日から



※医療機関によって予約の方法が異なります。予約の受付方法は、神戸市ホームページまたは、神戸市広報紙特別号(令和4年1月下旬に各戸配布予定)でご確認ください。

※接種開始日は、医療機関によって異なります。接種を希望する医療機関にお問い合わせください。



郵便はがき

料金別納郵便

公平・公正な
社会を!



接種券発送時期 お知らせサービス

初回接種の接種券番号を入力すると、追加接種用の接種券が
発送される時期が分かります。神戸市から発送したが、あてど
ころ不明で返戻されたことなどお知らせします。



ご相談はお気軽に

国民民主党・友愛神戸市議員団団長 神戸市議員(須磨区)

大井としひろ

- メールアドレス ooi@kobe-001.com
- ホームページ <http://kobe-001.com>

〒654-0132 神戸市須磨区多井畑南町22-15
携 帯 080-5339-3001



You Tube

神戸市議員
(垂水区)

市会報告

川内きよなお

ご相談はお気軽に

川内きよなお事務所
神戸市垂水区大町1-2-10
TEL: 080-6175-4877
E-mail: bucq906@hi-net.zaq.ne.jp

令和4年1月議会日程

会期: 2月17日~3月31日 (予備日含む)

予算特別委員会 3つの分科会に分かれて、局別に様々な観点から審査を行います。私は**第2分科会**に所属しています。審査する局は、環境局・福祉局・建設局・危機管理室・消防局・水道局・健康局です。

令和4年度神戸市当初予算(案)

	令和4年度	(参考) 令和3年度
一般会計	8,869億円	8,704億円
特別・企業会計	9,935億円	9,827億円
合計	1兆8,804億円	1兆8,531億円

力を合わせて
この難局を乗り越えましょう

令和四年一月議会(予算市会)が開会されています。神戸市も新型コロナウイルスの感染が初めて確認されてから二年が経過しました。現在も引き続き市民の生命と生活を守っていくために、それぞれの分野でご尽力頂いています。皆様にご協力いただき、引き続き市民の生命と生活を守ってまいります。また、まだ出口が見えない状況ですが、みんなで力を合わせてこの難局を乗り越えましょう。

さて、今年もコロナ禍での予算審議となりましたが、コロナとの戦いに打ち克つ、市民の健康・安全を守ることなど、主要施策に基づきしっかりと議論して参ります。

令和4年度神戸市当初予算の概要(抜粋)

コロナとのたたかいに打ち克つ

* 新型コロナウイルスワクチンの追加接種
85億7,800万円
大規模接種会場、集団接種会場の運営、コールセンター、副反応相談窓口の設置



* 学校園に等における感染症対策 8億8,700万円
消毒液等の保険衛生用品の購入



* コロナ患者受入れ医療機関への支援 9億8,200万円
コロナ患者の入院受入れ、検体採取等を行う病院・診療所への支援(受入れ病床数: 373床 ※R4・1月時点)



* 無症状・軽症患者支援の充実 44億200万円
軽症患者等を受け入れる宿泊療養施設の運営・酸素投与設備の整備
(施設数: 6棟(うち酸素投与設備設置: 3棟) R4・1月時点)

切れ目のない子育て支援

* 高校生の通学定期券補助 8,000万円
(年額14万4,000円を超える費用の1/2、R4・9月制度開始予定)



* ひとり親家庭の高校生等に対する全額補助は別途R2・10月より実施中

温もりのある地域社会を創る

* こべっこランド・こども家庭センターの移転拡充
34億8,400万円
兵庫区の和田岬駅付近
(中部処理場跡地へ移転・R4年9月開設予定)



(参考) こべっこランド: 約3,600㎡ → 約4,100㎡
こども家庭センター: 約2,600㎡ → 約5,700㎡

垂水区関係

* R4年度: 垂水養護学校及び垂水体育館の解体
(R7年2月新病院開院予定)

* 子育て支援拠点整備
(児童館・親子ふらっと広場: R4年度工事~共用開始)

* 児童虐待防止対策の強化 2,000万円
こども家庭センターの体制強化(児童福祉司等約20名の増員)
一時保護された子どもの意見を第三者が代弁する意見表明支援制度の創設
児童家庭支援センターの増設(3か所→4か所)

国民民主党・友愛

神戸市会議員団 NEWS

編集・発行 国民民主党・友愛神戸市会議員団 〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-6 神戸市役所1号館26F TEL:078-322-5772 FAX:078-322-5773 MAIL:info@kobe-001.com

コロナワクチン 子ども向け接種券発送

2月28日：8歳から11歳の接種券を郵送

3月7日：5歳から7歳の接種券を郵送

- 3月上旬から5歳～11歳の接種開始（努力義務は適用されていません）
- ワクチンは全て小児用ファイザー製ワクチンで、集団大規模接種はしません。
- 各家庭に接種券を発送→届き次第、保護者らが市内約160カ所の医療機関から1カ所を予約した上で券を持参して付き添い、子どもが接種を受ける。

☆接種を受けることに不安がある場合、かかりつけ医に相談するか、

こども相談窓口電話 078-277-3324 へ。

同窓口では看護師や保健師が午前9時から午後5時まで対応。



予算特別委員会 第2分科会より 危機管理室

Q 川内議員 南海トラフ巨大地震が発生した場合、神戸市沿岸部には最初の揺れから約80分で第1波が到達するといわれている。もうすでに津波に対するマニュアルはできていると思うが、神戸市の対応について再度確認をしておきたい。



A 山平危機管理官 津波警報が発表された場合には、全市防災指令が自動発令となり防災行政無線や緊急速報メールなどにより、津波到達までに繰り返し避難を呼びかけることになっている。一方で本市においては、津波被害を軽減させるために防潮堤を令和4年度中に完成させる予定になっている。さらに、防潮鉄扉の遠隔操作などの整備を令和6年度中の完了を予定している。これらが完成すれば、住宅地への浸水の可能性は極めて低くなる。

垂水区



新垂水体育館 4月4日にオープンします。(垂水スポーツガーデン敷地内西)



今まであった垂水体育館と垂水文化センター体育室・トレーニング室を集約して、垂水スポーツガーデン内に移転新設しました。テニスコートやフットサルコートなど既存のスポーツ施設とあわせて1箇所ですべてのスポーツを楽しむことができるようになります。

新体育館は、延べ床面積が今までの両施設の面積の合計よりも大きくなりました。これまで実施できなかったバスケットボール競技が可能になるなど、幅広くスポーツができるようになりました。

また、できるだけ多くの方にご利用いただけるよう体育館には間仕切りネット等による利用枠の細分化も工夫しています。もちろん空調設備・バリアフリー対策なども取り入れています。

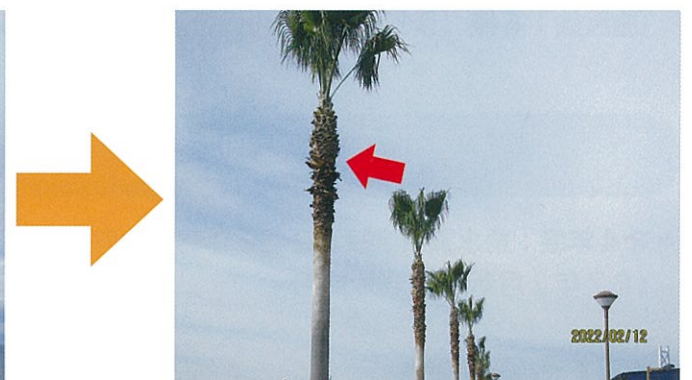
新垂水体育館の西側の道路や南側（垂水なぎさ街道）には、ワシントンヤシが植えられています。市民の方から葉が枯れて落下すると通行人に危険であると連絡がありました。西水環境センターに相談して処理をして頂きました。



実際に落下した葉（とげが鋭い）



改善前（葉が枯れて危険な状態でした）



改善後（葉を伐採し安全になりました）

安心・安全／公正・公平な街づくりに全力投球！

神戸市議員(須磨区)
福祉環境委員会委員
未来都市創造に関する特別委員会委員
国民民主党・友愛神戸市議員団 団長

大井としひろ 市会報告 VOL.92

2022年 3月号



編集・発行:国民民主党・友愛神戸市議員団 〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館26F TEL(078)322-5772 FAX(078)322-5773 MAIL:info@kobe-001.com

令和4年第1回定例市会2月議会開催 期間(2月17日～3月29日)

須磨区民の皆様いつもお世話になります。国民民主党・友愛神戸市議員団の大井としひろです。

ロシア軍のウクライナ侵攻を受け、神戸市会は、3月1日の9時半から臨時の本会議を開会し、「ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議」を全会一致で可決しました。

ロシアによるウクライナへの攻撃や主権侵害に対し厳重に抗議の意を表するとともに、我が国政府に対して、関係各国及び国際社会との緊密な連携のもと厳格かつ適切な対応を 求める決意を表明するものです。

ウクライナでは、ロシアからの理不尽な侵略・侵攻で、首都キエフ他で市街戦が繰り返されています。

武力で他国をねじ伏せる蛮行を許してはならないと思います。

日本は、欧米諸国と協調して、ロシアに対して毅然とした態度で、あらゆる手段で制裁を加え、今回の蛮行に対し厳しい態度で対処すべきです。日本経済に打撃を与え、エネルギー危機や北方領土問題、尖閣問題、台湾有事の備え等、「自分たちの国は、自分たちで守る」私たちの問題でもあり、他人事ではありません。

ウクライナのゼレンスキー大統領をはじめウクライナにあらゆる手段で日本は支援をして欲しいと願っています。

一方、世界中をはじめ日本国内では、感染力の強い変異株「オミクロン株」が猛威を振っています。

神戸市では、新型コロナウイルス感染症の「第6波」の収束に向けて、令和4年度予算では、令和3年度補正と一体的に切れ目なく、感染拡大防止、医療提供体制の安定的確保、コロナ禍に直面する市民・市内事業者への支援等をはじめ、コロナ禍において市民の生命を守ることを最重点に、市民生活・経済活動の維持・回復を最優先に取り組む予算が計上されています。

気を緩めることなく「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を継続して頂き、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践していただけますようお願いいたします。

最後に、新型コロナウイルス感染症で、お亡くなりになられた方々に心よりお悔やみ申し上げます。

現在療養中の皆様の一日も早いご回復をお祈りしています。

コロナ禍の中、最前線で働く医療従事者の皆様、関係者の皆様をはじめ、暮らしを支えて下さっているすべての皆様に心より感謝申し上げます。

民間出身の議員として、「公平・公正な社会の実現」を目指し、市政・議会の改革に全力投球で取り組んでまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

令和4年当初予算について、市長以下執行部に代表質疑を行いました。以下質疑要旨

2月25日(金)神戸市会 令和4年第1回定例市会本会議場にて、会派を代表して、令和4年度当初予算について、市長以下執行部に質疑を行いました。

私からは、

- 1) コロナ禍による児童生徒の学習面への影響について
 - 2) 超高齢社会における神戸市の対応のあり方について
 - 3) こども家庭センター移転拡充にあわせた体制強化について
 - 4) 平磯緑地の環境整備についての4点について質疑を行いました。
- 以下質疑要旨を掲載いたします。



A 教育長

このオンラインによる学習支援ということにつきましては、やはりこの互いに学び合うような学習は難しいといったことなどから、対面の事業と同様の効果を得ることは、なかなか困難であるというふうに思っております。このため、学級閉鎖等の期間が終わった後に児童生徒が登校した際には学習状況をより丁寧に確認した上で、必要に応じて補充のための授業や学習の遅れが見られる児童生徒に対する少人数での指導、また、放課後学習といったことなどによって、きめ細かな対応に努めております。

また進級の際には、昨年度も学びに遅れがないか、学習の定着状況を確認の上、引継ぎを行ったところでございますが、今年度におきましても、感染不安等により登校していない児童生徒が増加している状況を踏まえまして、より丁寧な学習状況の確認や引継ぎに努める必要があると思っております。この中での教育活動が長期化をし、今後の状況がなかなか見込めない中で、学習面におけるきめ細やかな指導ということに加えて、心のケアにも十分配慮しながら、児童生徒に寄り添った支援を行ってまいりたいと考えております。



中面につづく→

■コロナ禍による児童生徒の学習面への影響について

Q 大井としひろ

最初に、コロナ禍による児童生徒の学習面への影響等についてお伺いします。

コロナの収束がまだ見えない中、児童生徒の学習面への影響とその対応について中長期的にどのように捉えておられるのかお伺いします。また、その学年で学ぶ内容を十分に勉強できず不安を抱えたまま進級している児童生徒もいるのではないのでしょうか。そういった児童生徒の不安を解消することも必要だと考えますが、いかがでしょうか。併せてご見解をお伺いします。

■超高齢社会における神戸市の対応のあり方について

Q 大井としひろ

つぎに、超高齢社会に向けた対策について、2点お伺いします。

一つ目が、地域包括ケアの推進についてです。



国においては、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していくとしています。

その考えの中心は、まずは健康な状態をできるだけ維持していく「健康寿命」を伸ばしていくことや、病気になっても適切な医療・治療に早期につなぐこと、また、その後の介護等が必要となった場合にスムーズに介護サービスが受けられるようにすることと考えられ、地域において医療と介護の切れ目のない提供体制の構築が重要と考える。今後、高齢者が更に増加していくことが明白な中、住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、特に要支援・要介護状態となった方への介護サービスの提供が持続的に行われることが非常に重要と考えるが、ご見解をお伺いします。

A 市長

大井議員のご質問にお答えを申し上げます。まず初めに、地域包括ケアの推進についてです。ご指摘いただきましたように、要支援・要介護状態となった方へのサービスの提供に持続的に行われるようにするためには、介護職員の確保定着が重要です。

介護施設で働く職員の負担をいかに軽減するか、このような観点から、ICT機器導入促進のための本市独自補助や介護ロボットの施設への体験導入などによる課題を抽出し、取り組んでいるところ大です。

そして介護人材の定職確保が重要です。令和4年度からは、新たに介護職員初任者研修の受講費の一部を補助する制度を創設するほか、介護職員の専門性を高め、段階的なキャリアアップを支援するため、国家資格である介護福祉士取得の前の段階として、本市独自の認定制度を設け、合格者へのキャリアアップ支援金の支給を行っております。本市では介護人材確保プロジェクト「コウベdeでカイゴ」と銘打って、これは人材確保育成に向けた多面的継続的な取り組みを推進しております。

担い手の確保と育成の両面から取り組むことが、持続的な介護サービスの提供に繋がると考えておまして、高齢者が住み慣れた地域で尊厳を持って暮らすことができるよう、引き続き地域包括ケアの推進に努めてまいります。



Q 大井としひろ

2点目は、認知症神戸モデルの今後の取り組みについて、お伺いします。特に、これまでの3年間で認知症、あるいは軽度認知障害と診断された方が多数いると思われ、その方々及び家族への支援、また地域の理解が重要となってくると考えられることから、来年度からの取り組みについて、新たな施策も含めて、ご見解をお伺いします。

A 市長

先の議会で令和4年度から6年度の3年間の継続実施をお認めいただきました。

引き続きしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

特に今後、力を入れていかなければいけない分野は、認知症と診断された方に対する診断後の支援です。

市内7ヶ所の認知症疾患医療センターにおきまして、診断後も不安を抱えるご本人、ご家族を対象とした専門医療相談、日常生活相談を始め、認知症に関する学習機会の提供、認知症の方ご本人や家族同士の交流などを図ってまいります。

さらに本市独自の取り組みといたしましては、介護保険サービスでは対象とされない話し相手や外出の付き添いなどの在宅生活での見守りを行う神戸見守りヘルパーを実施をしており、診断後も継続して支援できる仕組みの構築を進めております。

認知症の方やそのご家族が地域と繋がりを持ちながら暮らしていくためには、周りの方々の理解が重要です。これまでも認知症サポーター養成講座を実施してきましたが、これに加え、令和4年の秋ごろからは、地域住民の認知症に対する理解を深め、認知症の方の社会参加を促進することを目的といたしまして、各種地域団体看護職、理学療法士などの専門職を無料で派遣をする「認知症地域支えあい推進事業」を開始をする予定です。

今後とも「認知症神戸モデル」を更に充実させ、診断前から診断後までの切れ目のない支援を行っていきたくと考えております。

■こども家庭センター移転拡充にあわせた体制強化について

Q 大井としひろ

こども家庭センターの移転拡充にあわせた体制強化についてお伺いします。

ハーバーランドにあるこども家庭センターが、本年9月に和田岬地区に移転されますが、現在の施設については昭和62年の開設から約30年が経過し、子どものプライバシーの確保等に課題があるため、移転されるとお聞きしています。

こども家庭センターにおける相談件数は、平成28年度は7,662件、令和2年度は8,604件であったが、そのうち虐待に関する相談件数は、平成28年度の1,225件から令和2年度は2,721件と、かなりの増加傾向である。子どもの福祉を図り、権利を養護していくためには、そのような相談等にしっかり対応していく必要があるが、こども家庭センターの移転に際し、どのように相談環境等を改善していくのか、ご見解をお伺いします。



A 副市長

こども家庭センターにおける相談件数につきましては年々増加しております。特に児童虐待の相談通告件数につきましては、この5年間で2倍以上に増加しているところでございます。

また現在のこども家庭センターの施設は開設から約30年が経過しておりますので、老朽化や一時保護所に入所している子供の生活環境等



の課題が生じているところでございます。

令和4年9月に移転予定の新施設につきましては、設備等も刷新するため、相談環境や子供たちの基本的な生活環境を大きく改善する、されると思っております。

具体的に申し上げますと、まず一つ目に相談室を現状30数室から56室と大幅に増設して、相談機能を拡充すること。二つ目に1次保護中におきまして、居住空間のユニット化を図りまして、子供の個別性を尊重するとともに家庭的な生活環境を確保すること。さらに3点目になります。新たに体育館を設置し、一時保護中の子供たちが天候に関わらず、運動できる環境を整備することでございます。

また令和4年度には、こども家庭センター全体で24人の職員の増員をする予定でございまして、移転による施設のハード面での環境整備とあわせて、体制を強化していきたいと考えております。

今後も、子供の福祉と権利擁護を最大限に図るため、支援の充実に取り組んでまいりたいと考えております。



再Q 大井としひろ

こども家庭センターについて、この度の移転にあわせ、増加している相談や虐待等への対応についてもしっかり対応していくため、職員体制も充実していく必要があると考えている。以前市民からは、こども家庭センターに発達の相談の電話をし、予約ができないか聞いたところ、希望日時を取るには約5カ月待ちであったとの声を聞いた。コロナ禍の影響等もあり、待機期間が長引いていたが、現在は縮小に向けた工夫等を進めているともお聞きしています。

今般示された令和4年度予算案において、こども家庭センターに児童福祉司・児童心理士の合計19名を増員することが計画されているが、このような体制の強化や施設移転で解消されるのか、お伺いします。

A 副市長

現在こども家庭センターにおける発達検査につきましては、相談の受付から実際にご来場いただき検査を実施いただくまでに平均して現在約4ヶ月程度の待機期間が生じているところ。

初めての相談で、急ぐ場合は虐待に繋がる恐れがあると判断される相談につきましては、受付からおおむね1ヶ月以内に優先的に発達検査等の対応を行っているところ。

4年度に体制の強化図るわけでございますが、発達相談につきましても担当する職員を増員する予定です。

こども家庭センターの相談部門もこの機会に再編し、現在の発達相談のうち、子供の発達検査と助言に特化して対応する係と継続して相談に対応する係を分けて、業務の効率化も図っていきたく考えております。

さらに、移転後の新施設におきましては相談室も大幅に増設することにより、より多くの相談検査への対応が可能となります。

このような取り組みを重層的に行うことによりまして、発達検査の待機期間をできるだけ短縮していくとともに、支援の充実に努めてまいりたいと考えているところ。

要望 大井としひろ

コロナ禍による児童生徒の対応については、子どもたちの声に耳を傾けていただき、不安な気持ちや不満などの話を聞いてあげる時間などを持っていただき、子どもたちを安心させる取り組みを進めていただき、

子どもたちを守っていただきますようよろしくお願い致します。

また、先生方のストレスも相当なものがあると思われます。保護者の皆さん、教員、そして教育委員会一体となって、このコロナ禍の中での学校生活で、学習面だけでなく心の問題についても、しっかり対策をとっていただきたいと要望しておきます。

またワクチンの接種券も、子供たちは、来週からワクチン接種券が配布されると聞いております。この辺のところもいろいろ議論があるように聞いておりますので、齟齬のないよう、ぜひよろしくお願いしたいということで要望しておきます。

超高齢化社会における神戸市のあり方については、コロナ禍にあって高齢者の方々の介護サービスの提供も難しくなっている昨今、地域ぐるみで高齢者を見守る地域包括システムの構築・推進は重要と考えています。より一層の推進を要望して終わります。

2022.2.28 予算特別委員会 第一分科会 行財政局関係

Q 大井としひろ

委託契約についてお伺いします。

本市での令和2年度の委託契約の件数は、4,184件と多くの委託事務を契約しているが、業者選定方法や契約金額は適正なのか、また、契約どおりに履行確認できているのか等どのようにチェックを行っているのか。御見解をお伺いします。

A 行財政局長

今回の未配布事案を受けて、委託審査委員会での審議の充実、あるいは本市の職員の契約に対する基本的な知識、履行確認能力の向上に取り組んでいくのも非常に重要な課題の1つだと認識しております。委託契約マニュアル、これをもっと充実を図るとともに、職員に対する研修相談対応をしっかりと行っていきます。

■訂正とお詫び

大井としひろ市会報告VOL.90号で3頁の □神戸市須磨区 19,000世帯に選挙公報未配布、議会で質疑

Q大井としひろ

10行目の須磨区の7,900万世帯に対して、の文書の数字の標記が間違っておりました。

正しくは、7万9,000世帯に対して、です。

ここに訂正してお詫び申し上げます。

ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議の件

●決議の概要

ロシアによるウクライナへの攻撃や主権侵害に対し厳重に抗議の意を表するとともに、我が国政府に対して、関係各国及び国際社会との緊密な連携のもと厳格かつ適切な対応を求める決意を表明するものです。

ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議

ロシアは、去る2月24日にウクライナへの軍事侵攻を開始し、一般市民を含め多数の死傷者が出ている。

武力によるロシアの攻撃はウクライナへの重大な主権侵害であり、国際社会ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かし、かつ明らかに国連憲章に違反する行為であり、断じて容認できない。

よって、神戸市会は、ロシアによるウクライナへの攻撃や主権侵害に対し厳重に抗議の意を表するとともに、ロシア軍を完全かつ無条件で即時に撤退させるよう、国際法に基づく誠意を持った対応を強く求める。

また、政府におかれては、関係各国及び国際社会との緊密な連携のもと厳格かつ適切な対応を講じられるよう、強く求める。以上、決議する。

令和4年3月1日

神戸市会

令和4年度神戸市当初予算案のポイント

	令和4年度	令和3年度	増△減	
			金額	伸率(%)
一般会計	8,869億円	8,704億円	165億円	1.9%
特別会計	6,605億円	6,535億円	70億円	1.1%
企業会計	3,330億円	3,292億円	38億円	1.2%
合計	18,804億円	18,531億円	273億円	1.5%

感染拡大防止

103億4,700万円 (うち3年度2月補正 3億8,400万円)

- **拡充** 新型コロナウイルスワクチンの追加接種《8,578,242千円》
 - ・3回目接種を安全かつ迅速に推進するための接種体制の構築
 - ・大規模接種会場・集団接種会場の運営
 - ・コールセンター・副反応相談窓口の設置
- **拡充** 検査・疫学調査の体制強化《764,303千円》
 - ・健康科学研究所・医療機関によるPCR等検査
 - ・高齢者・障害者施設等に対するPCR検査
 - ・不安を抱える妊婦に対するPCR検査
 - ・保健師の大幅な増員
 - ・患者データ管理アプリの活用による保健所業務の円滑化
- **拡充** 相談体制の充実《116,803千円》
 - ・新型コロナウイルス専用健康相談・後遺症相談・外国人検査相談窓口の運営
 - ・こころの悩みを抱える方への相談体制の強化



- **学校園等における感染症対策**《887,700千円 (うち3年度2月補正 384,000千円)》
 - ・消毒液等の保健衛生用品の購入

医療提供体制の安定的確保

59億600万円 (うち3年度2月補正 6,000万円)

- **コロナ患者受入れ医療機関への支援**《982,307千円》
 - ・コロナ患者の入院受入れ・検体採取等を行う病院・診療所への支援 (受入病床数: 373床 ※R4.1月時点)
 - ・二次救急輸送病院におけるコロナ感染疑いのある発熱等救急患者の受入れに対する支援
 - ・遠隔ICUシステムを活用した市内病院に対する診療サポート
- **市民病院における重症コロナ患者受入れ支援**《521,500千円》
 - ・重症患者用の臨時病棟運営支援
 - ・集中治療看護師の確保・育成
- **拡充** 無症状・軽症患者支援の充実《4,402,238千円 (うち3年度2月補正 60,000千円)》
 - ・軽症患者を受け入れる宿泊療養施設の運営・酸素投与設備の整備 (施設数: 6棟 (うち酸素投与設備設置: 3棟) ※R4.1月時点)
 - ・自宅療養者に対する支援 (外来受診・往診等の支援、食料・衛生用品等支援セットの配付・パルスオキシメーターの貸与等)
 - ・夜間・休日の診療体制 (電話・オンライン・往診) の強化



コロナ禍に直面する市民への支援

4億4,700万円 (うち3年度2月補正 1億9,900万円)

- **新規** 生活困窮者への支援《295,624千円 (うち3年度2月補正 100,000千円)》
 - ・区役所の「くらし支援窓口」において、自立に向けた伴走型の支援を実施
 - ・困窮を理由とした再犯防止のため、出所者等の自立・社会復帰に対する支援を検討
 - ・食料・衛生用品等の提供とあわせた生活相談会の実施
 - ・生活困窮者等を支援する地域団体における人材確保の仕組みづくり
- **新規** ひとり親家庭への支援《60,000千円 (うち3年度2月補正 60,000千円)》
 - ・ひとり親家庭の中長期的な自立を支援するため、資格取得をサポート
- **子育て世帯への食を通じたつながり支援**《36,533千円》
 - ・厳しい生活状況にある子育て世帯に対して食品等の提供を行う団体の活動を支援
- **女性に対する相談支援**《12,300千円》
 - ・相談ダイヤルの設置及び専門家による相談会の開催、生理用品等の提供
- **失業中・休業中の求職者等への支援**《14,000千円 (うち3年度2月補正 14,000千円)》
 - ・市内企業の求人情報を特設サイトに掲載
 - ・合同企業説明会を上半期に複数開催
- **拡充** コロナ禍におけるがん検診受診体制の充実《29,000千円 (うち3年度2月補正 25,000千円)》
 - ・コロナ禍におけるがん検診の中止により受診機会を失った40歳総合健康診未受診者を対象に、無料受診券を再交付
 - ・集団健診のWeb予約システムの導入
 - ・大腸がん検診 (郵送方式) におけるキャッシュレス決済の導入

駅周辺のリノベーション

301億7,700万円 (うち3年度2月補正 3,500万円)

須磨区関係

定住人口の増加をめざす

- **拡充** 名谷駅《1,748,873千円》
 - ・名谷駅ビルのリニューアル・駅ビル北館の整備 (R4年度北館新設工事、R5年度駅ビル北館供用開始、R6年度駅ビルリニューアル)
 - ・北須磨文化センターのリニューアル (R4~5年度空調整備等)
 - ・駅北側ロータリーの改修 (R4~5年度工事)
 - ・北須磨支所の移転・再整備 (R3~6年度設計・工事、R6年度中供用開始予定)
 - ・落合中央公園のリノベーション (R4~5年度工事、R6年度供用開始予定)
 - ・駅前広場の利活用
 - ・駅周辺における住宅供給
 - ・バスロータリー上屋改修 (R4~5年度設計、R5~7年度工事)



名谷活性化プラン

神戸市政についてのご意見・ご要望をお聞かせ下さい。

神戸市議員

大井としひろ

事務所 須磨区多井畑南町22-15 TEL 080-5339-3001

- メールアドレス ooi@kobe-001.com
- 公式ホームページ http://kobe-001.com
- おーいブログ http://blog.goo.ne.jp/kobeooi
- You Tube 大井としひろチャンネル
- ツイッター KOBE_SUMA_OOI

大井としひろ

検索